別紙第2

勧 告

次の事項を実現するため、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務 条件に関する条例(昭和 32 年岐阜県条例第 29 号)、岐阜県一般職の任 期付研究員の採用等に関する条例(平成 12 年岐阜県条例第 48 号)及び 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 14 年岐阜県条例 第 38 号)を改正することを勧告する。

- 1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正期末手当について
 - (1) 令和2年12月期の支給割合
 - ア イ及びウ以外の職員(再任用職員を除く。) 期末手当の支給割合を 1.25 月分とすること。
 - イ 人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員 (再任用職員を除く。)(以下「管理・監督職員」という。) 期末手当の支給割合を 1.05 月分とすること。
 - ウ 教育職給料表(一)の適用を受ける職員のうち学長の職を占め る職員

期末手当の支給割合を 0.65 月分とすること。

- (2) 令和3年度以降の支給割合
 - ア イ及びウ以外の職員(再任用職員を除く。)6 月及び12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275 月分とすること。
 - イ 管理・監督職員(再任用職員を除く。)

- 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.075月分とすること。
- ウ 教育職給料表(一)の適用を受ける職員のうち学長の職を占め る職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.675月分とすること。

2 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

期末手当について

- (1) 令和 2 年 12 月期の支給割合 期末手当の支給割合を 1.65 月分とすること。
- (2) 令和3年度以降の支給割合 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.675月分とすること。

3 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員の期末手当について

- (1) 令和 2 年 12 月期の支給割合 期末手当の支給割合を 1.65 月分とすること。
- (2) 令和3年度以降の支給割合6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和2年12月1日から実施すること。ただし、1の(2)、2の(2)及び3の(2)については、令和3年4月1日から実施すること。